

有料職業紹介事業報告書  
無料職業紹介事業報告書

職業紹介を行う事業所ごとに記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出

1 許可番号 1は、許可番号を記載

2 事業所の名称及び所在地  
(名称) 2は、事業所の名称及び所在地(都道府県含む)を記載  
(所在地)

単に労働者派遣事業を兼業しているだけでなく、紹介予定派遣の実績があった場合「有」紹介予定派遣の実績があった場合は、その活動状況及び収入状況を、取扱業務等の区分ごとに内数として括弧書きで各区分の一つ下の段に記載

3 紹介予定派遣 実績の有無  
4 活動状況(国内)

項目 取扱業務等の区分	① 求人				② 求職		③ 就職			
	有効 求人数	求人 人数			有効求 職者数	新規求職申 込件数	常用 就職件数		臨時 就職延数	日雇 就職延数
		常用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
「取扱業務等の区分一覧表」を参照して記載(記載は区分ごと)	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	0 人	0 人	0 人日	0 人日	0 人	0 件	0 件	0 件	0 人日	0 人日

「取扱業務等の区分一覧表」を参照して記載(記載は区分ごと)

【常用】  
無期雇用又は4か月以上有期雇用  
【臨時】  
1か月以上4ヶ月未満有期雇用  
【日雇】  
1か月未満有期雇用

【有効】  
3月末時点で有効のもの  
【新規】  
報告対象期間中に申し込まれた求職の件数(延べ数)

【無期雇用就職件数】  
期間の定めのない雇用契約による就職件数を記載

【人日の計算例】  
雇用期間5日×就職者数3人  
⇒15人日  
※非稼働日を含む契約期間内の暦日数

項目 取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
	離職	不明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	0 人	0 人

【無期雇用就職者の離職状況の報告】  
離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6箇月後の状況について確認してから報告するので、報告は1年遅れになります。  
※令和5年4月1日～令和6年3月31日の常用就職のうち、無期雇用の就職後6カ月以内に離職(解雇を除く。)した者、離職が明らかでない者の数を記載  
離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載

5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

項目 取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		0 人	0 人	0 人	0 件	0 件	0 件

【無期雇用就職件数】  
期間の定めのない雇用契約による就職件数を記載

項目 取扱業務等の区分	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
		離職	不明
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		0 人	0 人

様式第8号(第2面)

6 収入状況(国内・国外)

取扱業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円		千円		千円		千円
	千円	千円	千円		千円		千円		千円
	千円	千円	千円		千円		千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円		千円
計	0	0	0	0	0	0	0		0

こちらにも上限制手数料  
上限710円/件  
免税事業者は660円/件

届出制手数料の場合は  
この欄に金額を記載

徴収できるのは  
芸道家  
家政婦(夫)  
配せん人  
調理士  
モデル  
マネキン  
に限られます。  
上限710円/件  
免税事業者は660円/件

取扱業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸道家	件	千円	件
モデル	件	千円	件
科学技術者	件	千円	件
経営管理者	件	千円	件
熟練技能者	件	千円	件
計	0	0	0

7 職業紹介の業務に従事する者の数

人

8 返戻金制度

有、無をプルダウンから選択

【返戻金制度】  
返戻金制度の有無、有の場合はその概要を記載

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
<p>【従業員教育】 職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載(外部研修も含む。)</p>		

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

「2」を抹消 令和 年 月 日 管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載

厚生労働大臣 殿 ⑨ 氏名又は名称 氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載

【人材サービス総合サイトでの情報提供】  
事業報告書に記載した就職・離職状況や返戻金制度の内容については人材サービス総合サイトでも情報提供する必要があります。  
人材サービス総合サイト <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

**紹介手数料率の実績の公開が必要になります**  
令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

**令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。**

公開の対象となる職種は、常用就職(\*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。  
(\*)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)}}{\text{求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)}}$$

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。